

# 美里町指定管理者制度運用指針

令和2年9月

美 里 町

## 1 運用指針の目的

この運用指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、美里町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年美里町条例第66号。以下「条例」という。）、美里町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成18年美里町規則第115号。以下「規則」という。）に基づき、町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる町が所管する公の施設の管理（以下「指定管理者制度」という。）を適切かつ円滑に導入し、運用するために、町の統一的な考え方、手續等の基本的な方針を定めるものである。

## 2 指定管理制度の目的

「指定管理者制度」は、多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者等のノウハウを活用し、住民サービスの向上を図るとともに、費用対効果の最大化を図ることを目的とする。

## 3 対象施設及び管理主体

### (1) 公の施設

公の施設とは、『住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため』に普通地方公共団体が設ける施設（法第244条第1項）をいう。これらの要件を満たさない施設（試験研究施設、庁舎等）は公の施設に該当しない。

### (2) 指定管理者制度導入対象施設

公の施設であって、道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において管理主体が限定されていない施設が対象となる。

### (3) 管理主体

「公の施設の設置の目的を効果的に達成する必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる」（法第244条の2第3項）とされており、公の施設の管理主体は、町の直接管理（直営）又は指定管理者による管理のいずれかによる。この場合は、指定管理者は「法人その他の団体」であって個人は対象とならない。ただし、法人格は必ずしも必要ない。

## 4 指定管理者制度導入の基本的考え方

公の施設の管理運営は、町の直接管理又は指定管理者による管理のいずれかを選択する必要がある。町民のサービスの向上を図るために、どちらの管理形態がより効果的かつ効率的に施設の設置目的を達成できるか、以下のことを考慮して、検討する必要がある。

#### 【検討の視点（例）】

- ・施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、地域活力・民間活力による運営が可能である。
- ・利用の平等性、公平性など（守秘義務の確保等を含む）について、行政でなければ確保できない明確な理由がない。
- ・継続的に提供できる地域の組織又は団体が存在する。
- ・同様又は類似サービスを提供する民間事業者等が存在する。
- ・民間事業者等に任せることで、利用ニーズにあった開館日、開館時間の拡大などサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。
- ・民間事業者等に任せることでコスト削減が図れる可能性がある。 等々

### 5 指定管理の期間

指定管理者の指定の期間は、サービスの安定性及び継続性を確保するとともに、一層のサービス向上、施設に応じた経営の性格及び実情等を総合的に考慮して、原則5年以内で定めるものとする。

### 6 指定管理料

指定管理者に対して施設の管理業務に係る経費（以下「指定管理料」という。）を支払う場合にあつては、指定管理者の候補者を募集する際には、あらかじめ施設の管理運営に係る上限額を設定することとし、施設の所管課（以下「所管課」という。）が積算し、財政担当課と協議の上設定する。この上限額の設定に当たっては、過去の実績等を基に、見込まれる歳出の合計から指定管理料以外の歳入（利用料金等）を差し引いて行うが、次の点に留意すること。

- （1）町が当初想定した以上の歳出の削減又は利用料金収入の増加に関しては、明らかに社会経済情勢に起因するものと認められるものを除いて、指定管理者の経営努力を認め指定管理料の減額はしないこと。
- （2）サービスの質の低下を招くことのないよう、管理経費を過度に削減しないこと。

### 7 指定管理者の選定方法

指定管理者の選定については、公募を原則とする。ただし、公の施設の機能、性質等を考慮し、条例第2条第2項各号のいずれかに該当する場合、公募によらないことができるものとする。

#### 【条例第2条第2項】

- （1）専ら地域住民が使用している施設であつて、当該地域住民で組織される団体を指定することにより、コミュニティ意識の醸成、地域住民による主体的な活動の促進

といった効果が期待できる場合。

- (2) 施設の設置目的、提供するサービスの専門性及び特殊性を勘案し、周辺施設と一体的な管理運営を特定の団体に行わせることが効果的と認めるとき。
- (3) 事業の継続性、指定管理者の実績等から当該団体による継続した管理運営が行われることが適当であると認められるとき。
- (4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業により整備した施設について、同条第5項に規定する選定事業者により当該施設の管理運営を行わせようとするとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、公の施設の機能、性能性等を考慮し、合理的な理由があると認めるとき。

## 8 公募の期間

公募の期間（募集の日から応募書類受付最終日）については十分な検討期間を確保することでサービス向上につながる提案が期待できること、複数の団体の応募確保の観点等から、概ね1か月程度を確保することとする。また、非公募の申請期間も同様とする。

## 9 公募条件の設定

各施設の条例で規定する指定管理者が行う業務の基準に基づき、施設ごとに公募条件の設定を行うものとする。

## 10 選定委員会の設置

公募の有無にかかわらず指定管理者の候補者を選定する場合は、美里町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第2項に基づき、美里町指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。委員会は、町長及び教育委員会の諮問に応じ、次の内容を調査審議する。

### (1) 公募

- ・公募要項、業務の基準、選定評価基準について
- ・応募書類の確認について
- ・応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングについて

### (2) 非公募

- ・申請要項、業務の基準、選定評価基準について
- ・非公募理由及び内部評価の確認について
- ・申請書類の確認について
- ・申請者によるプレゼンテーション及びヒアリングについて

（ただし、条例第2条第2項第1号の場合、上記の内容の一部を省略することができるものとする。）

## 1 1 選定結果の報告

委員会は、指定管理者候補者の選定後、町長及び教育委員会に答申する。

## 1 2 選定結果の公表

選定後は、応募者及び申請者に結果を通知するとともに町ホームページで公表する。

なお、委員会で選定された法人その他の団体は、指定管理者の候補者であり、議会の議決を経た上で指定を行う。

## 1 3 議会の議決

### (1) 指定管理料の債務負担行為について

指定管理料制を採用する場合、債務負担行為を設定するため、議決を経ること。

### (2) 指定議案について

議会の議決を経て指定管理者を指定する。議決事項は、対象となる公の施設の名称、指定管理者となる団体等の名称、指定の期間等とする。

## 1 4 指定管理者の指定

指定の議決後、指定する団体に対し速やかに通知するとともに、その旨を告示し、町のホームページに掲載するものとする。

## 1 5 協定書の締結

指定の議決後、管理業務の実施に当たっての詳細な事項について、指定管理者との協議によって定め、基本協定及び各年度当初に年度協定をそれぞれ締結する。

## 1 6 指定管理者に対する監督（モニタリングの実施）

所管課は、指定管理者による適切な管理運営が行われているか等をチェックするため、次のモニタリングを実施するものとする。

(1) 管理事業の実施状況、施設の利用実績、料金収入の実績、利用者からの苦情要望処理状況、その他必要な事項について報告書を四半期ごとに提出を義務付けるものとする。また、提出された報告書を基に、実地調査等を実施し、指定管理者の業務を監督するとともに、必要な指示を行う。

(2) モニタリングの実施に当たっては、モニタリングの実施手順書を作成し、チェック項目やチェックの視点等について、指定管理者と事前に共有するものとする。

## 1 7 内部評価の実施

指定管理者制度導入施設の効率的かつ効果的な管理運営を図るため、毎年度終了後、事業計画書、事業報告書、実地調査結果及び利用者アンケート調査等に基づき、次の

内部評価を実施する。

(1) 指定管理者の自己評価

指定管理者は、毎年度終了後、指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価表に必要な事項を記入し、事業報告書とともに所管課へ提出するものとする。

(2) 町の評価

所管課は、指定管理者から自己評価表の提出を受けたときは、その内容を確認し、指定管理者が行った管理運営業務について、事業計画書、事業報告書、モニタリング実施結果等を踏まえ、評価表に必要な事項を記載し、総括的な評価を行い、町長へ報告するものとする。評価表については、所管課が作成するものとする。

(3) 評価結果の通知

所管課は、評価結果を指定管理者に対し通知するものとする。

(4) 評価結果に基づく改善

所管課及び指定管理者は、当該評価結果を踏まえ協議を行い、管理運営に係る課題等を整理するとともに、課題解決に向けた必要な改善を行うものとする。

(5) その他

モニタリング及び評価結果等については、次回の指定管理者更新手続の際に継続して応募する場合の選定資料として活用するものとする。

## 18 改善勧告の指示、指定の取消し等

(1) 改善勧告等

町は指定管理者に対して協定違反が認められる場合など必要に応じ、改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。

(2) 業務停止命令

(1) の場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合、町は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(3) 指定の取消し

町は指定管理者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

①会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく更生手続、再生手続又は破産手続を開始したとき。

②財務状況等が著しく悪化し、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。

③管理運営業務の全部又は一部が停止になり、解除後の管理業務が確実にないと認められるとき。

④暴力団（暴力団による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経

過していない者の統制下にあると認められるとき。

⑤モニタリングの実施の結果等により、指定管理者が管理運営を継続することが適当でないと認めるとき。

⑥その他、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

## 19 個人情報保護及び情報公開等

### (1) 秘密保持義務及び個人情報保護義務

美里町個人情報保護条例（平成24年美里町条例第30号）に基づき、指定管理者及びその業務の従事者は、管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

また、管理に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。これは、指定管理者の指定期間が満了し、職を退いた後においても同様とする。

指定管理者に対しては、管理に係る個人情報の保護について、町と同様の義務を負うものであること、従事者が条例の罰則に規定する違反行為を行ったときは刑事罰が課せられること、及び顧客情報の流出等個人情報の不適切な取扱いが指定の取消し、業務の停止、損害賠償等につながることを認識させるものとする。

### (2) 情報公開

美里町情報公開条例（平成24年美里町条例第29号）に基づき、指定管理者に対しては、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずる努力義務があることを十分に認識させる必要があるものとする。

## 20 暴力団等の排除

美里町暴力団排除条例（平成24年美里町条例第28号）に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている法人その他の団体は指定から排除する。

## 21 その他

### (1) 指定管理者の事業放棄、撤退、倒産等への対応

所管課は、指定管理者の事業放棄、撤退、倒産等により指定管理業務を行わせることが不可能な状況となった場合、当該施設の供用休止も想定されるものの、継続的なサービスの提供に最大限留意し、関係課と協議の上、できる限り供用休止の回避に努めるものとする。なお、これにより本町に損害が生じた場合、指定管理者にその損害の賠償を請求するものとする。

### (2) 文書管理

#### ①文書の管理及び廃棄

指定管理者が施設の管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書については、目録を作成の上、適切に管理を行わせること。また、町が指定する期間当該文書を保管し、廃棄は町の指示に従って行うこと。

#### ②文書の引継ぎ

指定期間が満了し、又は指定を取り消したときは、町は指定管理者から文書の引渡しを受けること。ただし、個人情報保護等の観点から問題がなければ、町の立会のもとで直接次期指定管理者に引き継ぐことができるものとする。

### (3) 業務の第三者への委託

#### ①一括委託の禁止

指定管理者制度による管理を行う場合、公の施設の警備、清掃、機械保守点検業務、植栽管理等、個々の具体的業務を指定管理者からさらに第三者に委託することは制度上差し支えないが、制度の趣旨から管理に係る業務を一括して指定管理者から第三者へ委ねることはできない。

#### ②第三者への委託の取扱い

指定管理者から第三者への業務の委託については、適正な管理業務の確保の観点から、次の場合に限り可能とする。

ア 第三者への委託可能な業務として、あらかじめ町が指定した業務のうちから、指定管理者が委託する業務を町に申し出て、町が承認した場合

イ 指定管理者からの申し出により町が承認した場合

### (4) 緊急時対策等

緊急時等に利用者の安全を確保し、被害を最小限にとどめるために適切に対応できるよう、指定管理者に次の対策等を求めること。

#### ①日常警備

火災、盗難等の予防のため施設の警備業務を町が示す仕様により適切に行うこと。

#### ②事件事故及び災害の発生時等の対応

利用者の避難、誘導、安全確保、関係機関への通報等についての対応計画や防犯・防災対策マニュアルを作成し、職員の指導及び避難誘導訓練を行うこと。また、急病人、けが人の発生に対応できるよう近隣の医療機関と連携を図ること。

#### ③臨機の措置

災害防止、人命救助等緊急の必要があるときは施設の管理運営業務の範囲外であっても臨機の措置をとること。また、臨機の措置をとった場合は町に報告すること。

#### ④避難所に指定している場合

美里町地域防災計画に基づく避難所に指定されている施設については、当該施

設が避難所に指定されている旨及び避難所の管理運営に関する協力義務について仕様書、基本協定書に明記すること。

(5) 町の施策との整合及び協力

障害者等の雇用、町内経済の活性化、地域振興、地域コミュニティの醸成、環境問題等の取組みのほか、指定管理者に節電、災害対策、禁煙等町の施策と整合した取組みについて積極的に求めること。

改訂履歴

令和2年9月24日 作成